

第25期 第25回

定例農業委員会総会

議 事 錄

令和7年6月27日

伊予市農業委員会

第25期

第25回定例農業委員会総会議事録

令和7年6月27日（金）午後1時30分から、農業振興センターにおいて第25回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	1名
事務局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第92号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画について	24件
第93号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
第94号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
第95号	非農地判断について	5件
第96号	伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第25回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

＜一同、礼＞

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、●●会長、欠席となっております。また、議席番号●●番、●●委員より欠席の連絡がございましたので、報告いたします。

それでは、開会にあたりまして●●会長職務代理者より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長職務代理者挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長職務代理者）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願ひいたします。

議案第92号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を決定するため、次のとおり審議を求める。集積等促進計画、番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、農地中間管理事業の申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お配りしております別冊、令和7年度「農用地利用集積等促進計画」第1号をご覧下さい。こちらには、各申請毎の利用権設定内容を載せております。

今回の利用権設定の申し出の合計は、24件、54筆、58,376m²でした。内訳としましては、有償の件数が16件、無償の件数が8件と有償の件数がちょうど無償の2倍となっております。今回は農業経営基盤強化促進法による利用権設定の終期を迎えた方が更新のために農地中間管理機構を活用するケースがほとんどとなっております。基盤法による利用権設定ができなくなったことにより、中間管理機構を活用する方は今後も増えていくと思われます。

1ページの申請番号1番2番については、新規就農者となります。この後、お一人ずつ就農計画についてお話をさせていただきます。

まず、申請番号1番、●●さんの経営状況について説明いたします。詳細につきましては、議案説明書2ページから6ページに「青年等就農計画認定申請書」を掲載し

ています。6ページの収支計画をご覧ください。●●さんの経営は柑橘栽培で今回の申請地では、施設での愛媛果試28号、露地でのブラッドオレンジを予定しています。

●●さんは、●●新規就農研修センターでの研修を終えられての就農となります。このあと本人さんからの発表と合わせて審議をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、新規就農者の方にお越し頂いていますので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●●さん

●●と申します。年齢は●●歳で松山市出身です。元々サラリーマンをしていたのですが、その中で自分の力で生計を立てていきたいという考えに至ったことと、私の場合は、祖父母が八幡浜で柑橘農家をしておりましたので、その関係もありまして柑橘農家を目指すことにしました。とは言っても元々、違う仕事をしていたので一度、本気で農業をしてみようと考えまして、4年前から北海道や和歌山の有田、沖縄の方で2年程、農業経験を積みまして、ちょうど2年半前に愛媛に帰ってきました。場所につきましては、祖父母がいる八幡浜ですか、出身の中予ですかを考えおりまして、八幡浜でも半年ほど柑橘の会社で働いたのですが、いろいろ条件を考えた中で地元である中予でやっていきたいという考えに至りました。

そして、2年前に●●の新規就農研修センターに入りました、そこで2年程、柑橘の勉強をさせていただきました。ちょうど知り合いもいた関係で、伊予市の●●、●●の果樹園をお借りしております。今後の計画ですが、柑橘1本でいこうと思っておりまして、品目としましては28号、せとか、甘平、48号、ブラッドオレンジが成木でありますので、その辺りを中心に計画しております。成木で収入が採れる園地については、28号が2反ほど、甘平が1反弱、ブラッドオレンジが5畝になります。今後の事を考えて今年の春に28号を1反、せとかを200本、48号も植えました。規模も大きくなっていますが、それなりに経験を積んでおりましたので、体力勝負で頑張っていこうと思っております。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・ご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

柑橘は当然、八幡浜が愛媛県でも露地ミカンと早生ミカンと立派なものが出来てブランド化されていますね。●●の●●の方も中晩柑類は先進地であって、愛媛県でも28号、48号、甘平、せとか等の立派なものが生産されていると思いますが、八幡浜より●●を選ばれた理由をお聞きしたいです。

●● さん

八幡浜でも少し働きましたが、やはり地元となると友達もたくさんいますし、地元で何か出来たらと思いまして中予に決めました。また、サラリーマンをしていた時に●●地域を3年程担当していましたので、自分の中で身近に感じていたのと、同級生の親が柑橘農家をしていたのでそのような面を含めて伊予市を選びました。

●● 農業委員

借りるとなると有償になるのか等、どのようにされますか。

●● さん

土地の権利者の方によって条件は違いますが、採れる園地につきましては、お金を払うようにしています。今年、苗木を植えたところの大部分は、何も植わっていないような場所でして、きれいにすることでお金はいらないようになっています。

●● 農業委員

合計でどれくらいの広さになりますか。

●● さん

今、お話をいただいているところがありますので、今後、1町ぐらいでやっていこうと思います。

●● 農業委員

プラッドオレンジは、成木で収入があるのですか。

●● さん

そうですね。大きな園地になるのですが、●●には出せないので、どうするか考えています。

●● 農業委員

販売先は、どのようにされるのですか。

●● さん

元々されていた方は、●●の前の産直に出していたので、そこで集荷していただく予定です。収穫は、3月～4月ですのでもう少し考えていくうと思います。

●● 農業委員

鳥獣害の対策も大変でしょうが頑張ってください。

議長

他に無いでしょうか。

●● 農業委員

住まいは、伊予市ですか。

●● さん

現在は、松山から通っています。できれば近いところでと思っています。

●● 農業委員

今後を考えるとできれば住居をこちらに移されたらと思います。

●● 農業委員

●●さんは、●●と●●で私の近所で耕作をされておりますが、草刈り等几帳面に管理されておりますので、期待しております。

議長

私からよろしいでしょうか。あまり広げすぎのもよくないです。手間がかかる品種になりますので1反1反で作った方が、収益が出ると思います。

●● 農業委員

何人でされるのですか。

●● さん

今年は1人でやっていこうと思っています。

●● 農業委員

施設ですか。

●● さん

28号は施設で、その他は露地で考えています。

●● 農業委員

新規就農資金を使われるのですか。

●● さん

そうですね。

●● 農業委員

住所は、問題ないですか。

●● 農業委員

新規就農者は、何年出ますか。

事務局長

3年で、金額は単身者で150万です。世帯所得になりますと600万を超えたたら停止になります、伊予市で農業をされる方になります。

●● 農業委員

補助金は、もらえてますか。

●● さん

まだです。研修中に2年間もらったのですが、これから3年間は来月以降の審査をしてからになります。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら●●さんには、退出していただきます。ありがとうございました。

あらためまして、番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続きまして、集積等促進計画、番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局

集積等促進計画1ページの申請番号2番、●●さんの経営状況について説明いたします。詳細につきましては、議案説明書7ページから11ページに「青年等就農計画認定申請書」を掲載しています。11ページの收支計画をご覧ください。農業収入の柱は、今回の申請地で栽培するナスです。この場所以外にも松山市で22アールの農地を借りるようになっており、そちらで栽培する品目がブロッコリーになります。●

●さんは、●●新規就農研修センターでの研修を終えられての就農となります。このあと本人さんからの発表と合わせて審議をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、新規就農者の方にお越し頂いていますので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●●さん

こんにちは。●●と申します。農業を始めようと思ったきっかけは、前職が不動産関係の仕事をしておりまして、アパートを建てたり、コンビニを誘致したりしておりました。その際に当然、皆さんご存じとは思いますが、調整区域と呼ばれるエリアで農業をする人がいない、荒らしたままという状況のお客さんから「その土地を何とかしてほしい」と言われましたが、どうすることもできないというところがありました。当時、すごくかわいがってもらったお客様が、そのような土地を持っていたので、その辺りから土地を活用できるのではないかという考えが生まれ始めました。それが約5年前です。そこからいろいろネットで農業の事を調べて、そこで●●さんがやっている研修センターを知りました。調べていくうちに農業をやっている人が少なくなっていること、ビジネスとしてもうまくやれば収入を得ることができるのではないかという考えになり農業を志しました。

計画については、私は伊予市の●●で就農するのですが、前職のお客さんの土地をお借りしてナスを植えております。基本は、ナスでやっていこうと思っておりまして、計画では、3年間で10aにしていますが、1、2年やってみて、できるようであれば早めに増やしたいと思っています。どうしても●●には、1枚しか畠がなく、連作になると難しい部分が出てくるので2、3年間に同じ面積の土地を探して確保したいなと思っております。

冬はブロッコリーを植えようと思っておりまして、ブロッコリーに関しては現在、田植え等々と手伝いに行っている前職のお客さんの田が●●にありますので、お米の後にブロッコリーを植えようと考えております。農地は4反ありますが、今年はまず、2反植えて、そこでどれくらいの面積をひとりでできるのか、妻も手伝ってくれますが、様子を見ながら3年、4年と増やしていくかと思っております。ただ、●●の方は、市街化区域で売却の話が出ているので、いずれは●●に農地をまとめて、トラクターで自走できる範囲でしたいなと考えております。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・ご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●の研修センターはどこでされましたか。

●● さん

ちょうど入れ替えの時でして、1年は伊予市で、もう1年は東温市で行いました。

●● 農業委員

●●もこのような研修を熱心にされておりますので、栽培方法を十分習得されて、これからできると思いますが、野菜も病害虫に対する消毒を頻繁にしないといけないので大変ですよね。当然、収穫してからは、●●に出荷されるのですか。

●● さん

基本的には●●さんになります。

●● 農業委員

トラクターは事業費でリースするようになっておりますが、倉庫や管理機もリースで自費ですか。それと、どれくらいの期間リースされるのかお聞きしたいです。

●● さん

トラクターに関しては、先ほどお話した●●にありますて、自由に使っていいのですが、ただ●●から運ぶとなるとなかなか大変ですので、補助金が出るうちに伊予市においておけるトラクターを1台買いたいなと思いまして、来年の計画に入れております。管理機は、去年、1年間、●●のナス農家さんにお手伝いと勉強を兼ねて行かせていただいたのですが、そこの園主さんが自由に使っていいよと言うことで借りられる間は使わしてもらおうと思っておりまして、お金が入れば自分のものを買いたいと考えております。

●● 農業委員

ありがとうございました。

議長

私の娘夫婦もナスを3反しているのですが、1反当たり20t～25t採っております。5月から家に帰らずに畑にいてそのくらいです。ナスは、やっただけ収益になります。それと問題なのは、●●の水です。●●のどこでされていますか。

●● さん

●●の北に降りた●●添いのところです。

議長

水が取れるところですね。

●● さん

総代会に参加してお話をさせていただいて、今まで水を引いてなかったのですが、地元の方に良くしていただいて、水を引いていただいている状態です。それと地主さんが井戸を抜いてくれているので、それと使い分けながらやっています。

議長

上方に行くと水がないので大変です。

●● さん

野菜は、水を引いた前例がないと聞いております。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら●●さんには、退出していただきます。ありがとうございました。

あらためまして、番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします

続きまして、集積等促進計画、番号3～24について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

集積等促進計画2ページから14ページまでの申請番号3番から24番については、基盤法による申請からの更新が17件と多くを占めています。各申請において担当地区農業委員さん、推進委員さんに現地確認願にて確認いただいております。内容について、問題等ないかと思われます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

番号3～24につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

中間管理機構へ申請する場合、これまでの利用権設定と同じように半年で切れて年2回の申請になりますか。

事務局

随時、受付をさせていただいて、その月の総会で審議となります。以前の基盤法による利用権促進の計画表については、年2回になっておりましたので、期限が切れるタイミングの同じ方が多いので、申請も多くなっています。

●● 農業委員

これは、申請が多いので時間がかかるのですか。

議長

事務局の人手が少ないと一気に申請が来るからだと思います。前回の会長会で国に中間管理機構に対する予算の申請をしましたけどそのような状況です。

事務局長

今までの手続きに関しては、市で自己完結できておりまして、市長が認めたものを農業委員会の同意を得て許可を与えるようになっておりました。ですので、非常に短期間で申請が終わっておりましたが、中間管理機構は、基本的に第三者に対して機構が土地を貸すということですから、一旦、地主が機構に土地を預けて、預けた土地を借りる人が別にいらっしゃるということで、1回で終わる手続きが、借りる手続きと貸す手続きと2回に分かれるので時間がかかるというところがあります。なお、基盤法の法改正が見えていた関係で手続きに時間がかかるということは、県下でも問題になっておりまして、機構の事務の一部権限を市町で見てもらえないかという打診がありました。それをすることで、わずかですが、2か月の間は時間を短縮できるということで、伊予市については、機構事務の一部権限を受託いたしておりまして、県内の自治体で4箇所だけ兼務を受けております。少しでも早く手続きが完了できるようにして、農業者の方への不都合が出ないような措置を取らせていただいておりますが、元々の貸し借りの手続きを行政内部でしていたことを、外部に出しますのでその部分に時間がかかるということでご理解いただけたらと思います。

●● 農業委員

亡くなった方の家族が他の場所に出ていたら、帰ったときでないとハンコも何ももらえないで、すぐにできないし時間がかかると思います。

これは、いつでも申請できるのですよね。

事務局長

はい。現在、多いのは今までの基盤法が切れる方が一斉に切れるので、継続する方

の申請が多くなってきております。いつでも受付できますので、申請のご案内を差し上げて、なるべく農業者の方に負担がかからないように措置をしますので、よろしくお願ひいたします。

●● 農業委員

期間はどれくらいですか。

事務局

5年以上になります。

●● 農業委員

返してほしいと言ったら返してくれますよね。そのような手続きは、5年、10年というよりは永年に近いようにしておいたほうが市役所も農業委員も楽だと思います。

議長

こちらに関しては、大規模にされている方からかなりの不満を聞いておりますし、実際、農業委員会に話もあるみたいですので、農業委員会には無理をかけますが、やっていただけたらと思います。

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号3～24について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号3～24について承認いたします。

議案第93号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人 松山市 ●● さん

譲受人 松山市 ●● さん

申請地 上吾川字●● 田 ●● m²

申請理由 (譲受人) 家庭菜園

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人は新規就農者です。経営状況は、議案説明書の14ページに「農作業従事

計画書」を掲載しています。今回の申請地では、露地での柿、いちじく等の作付けを予定しています。現在、●●さんはお勧めされており、休日を使っての家庭菜園を予定しています。退職までは、お父様が日頃の農地管理を行うようになります。この後、農業経営について発表していただきますが、農業経営の方向性としては、販売を目的とした農業経営ではなく、家庭菜園であることを踏まえたご審議をお願いします。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

新規就農者は、販売目的だけでなくても会に出席しないといけないのですか。

事務局長

新規就農者といいますか、農地の新規取得者です。認定新規就農者と言うのが、農業の生計でやっていこうという方でして一定基準があります。農地法が改正されて1m²から農地が買えるようになったので、今回は、新規就農と言うよりは、農地の新規取得者が農地を取得した後にきちんと管理維持ができるかどうかの観点でご審議をお願いできたらと思います。

●● 農業委員

それは、毎回ですか。

事務局長

最初だけです。例えば、今回は面積が少ないですが、一定以上の面積があれば機械をそろえておかないといけない等、本人が取得した農地での営農計画の妥当性が図れるかどうかのご意見を頂戴して、駄目でしたら差し戻しをして、もう一度ご審議をいただくようになります。明らかに10m²、20m²でしたらその限りではない部分がありますが、一定規模以上の基本的には新規取得者に関しては、本人さんの話を聞いてご審議いただきたいです。

●● 農業委員

そこまでしないといけないのでしょうか。

事務局長

本人が来るかどうかは別として、農業委員会の承認をいただく必要がございますので、その際にご本人さんが説明いただいた方が委員の皆様方も承認しやすのではない

でしょうか。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、新規就農の方にお越しいただいているので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●● さん

本日は、よろしくお願ひいたします。私が今回、始めようと思ったきっかけは、物価高が続いておりますので、自分で作って食べていかないといけないと感じまして、いろいろ考えた結果、自分の好きな食べ物としてイチジク、柿などを最初に考えながら少しづつ農業をしていきたいと思い申請いたしました。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・ご質疑はございませんでしょうか。

小規模ですので、ここでお話を聞いていただく必要があるのかと話が出ていました。

●● さん

農業についてあまり詳しくないのでいきなりと言うよりは、少しづつ自分でできる範囲でしていきたいと思っておりまして、SNS や動画を活用しながらやっていきたいと思います。今は小規模しか考えていないです。

議長

農業委員会としての懸念は、やはり農地の管理をきちんとしていただくということが一番の希望ですので、よろしくお願ひいたします。

●● 農業委員

イチジクや柿を栽培とおっしゃいましたが、陰になって周りの農地に迷惑になることはないでしょうか。

●● さん

そうですね。ないと思います。現在、作られている紅マドンナよりは、北側になりますので、北側の田んぼは、根も日が当たらないようなところに植えたと思います。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら●●さんには、退出していただきます。ありがとうございました。

あらためまして、番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人 森 ●● さん

譲受人 森 ●● さん

申請地 森字●● 田 ●●m²

申請理由 (譲受人) 家庭菜園

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の12ページ2番のとおりです。

今回の申請地は家庭菜園を予定しています。面積も●●m²と狭く、譲受人の住宅地に隣接していることから農地管理を行う上でも容易であり、適しているかと思われます。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんの土地は小さいですので、今後、機械を入れて耕作することが困難との事でした。そこで、●●さんが家庭菜園をされるということで話がまとまりまして、売買契約となりました。以上です。

議長

番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3、4につきまして関連がございますので、一括審議といたしますが、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

事務局

3番

貸渡人	下三谷	●●	さん
借受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
借受人の耕作面積	下三谷字●●	田	●●m ²
権利の種類	●●m ²		
	6年間の賃借権設定		

4番

貸渡人	下三谷	●●	さん
借受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	6年間の賃借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の12ページ3～4番のとおりです。借受人は母親と娘の3人で農業に従事しています。農業経験も長いことから特に問題はないかと思います。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

番号3、4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

この6年間というのは、無償ということですね。

事務局

有償になります。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号3、4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3、4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

5番

貸渡人	中山町佐礼谷	●●	さん
借受人	中山町佐礼谷	●●	さん
申請地	中山町佐礼谷●●	田	●● m ²
借受人の耕作面積	●● m ²		
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	5年間の使用貸借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の12ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

この申請地は水田ですが、貸渡人の●●さんが長く稲作をされずに年数回の草刈り程度で何とか管理をされていた状態でした。借受人である●●さんがこの申請地のすぐ近くの農地で耕作をしている関係もありまして、双方の話の中で今回の申請に至ったようです。●●さんは、新規就農者ですが、過去の申請でも何度も名前が出ておりまして、とてもまじめで農地の管理もしっかりとされております。特段問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

6番

貸渡人	下三谷	●●	さん
借受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	畠	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	3年間の賃借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の12ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

賃借権設定ということで特に問題ございません。

議長

番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。
続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

7番

貸渡人	三秋	●●	さん
借受人	三秋	●●	さん
申請地	三秋字●●	田	●●m ²
	他3筆	合計●●	m ²

借受人の耕作面積 ●● m²
申請理由 (借受人) 経営規模拡大
(貸渡人) 農地管理困難
権利の種類 5年間の使用貸借権設定
借受人の経営状況は、議案説明書の13ページ7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

譲受人の●●さんは認定農業者であります、お父さんは柑橘を栽培されております。●●さんは、野菜を中心に栽培をしていきたいとのことで、今回の申請に至りました。現在も耕作しております継続とのことでお聞きしております。以上です。

議長

それでは、番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

8番

貸渡人 大平 ●● さん
借受人 稲荷 ●● さん
申請地 三秋字●● 田 ●● m²
借受人耕作面積 ●● m²
申請理由 (借受人) 経営規模拡大
(貸渡人) 農地管理困難
権利の種類 5年間の使用貸借権設定
借受人の経営状況は、議案説明書の13ページ8番のとおりです。なお、農地法第

3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

借受人の●●さんは、認定農業者とお聞きしております。以前から●●さんが、きゅうりのハウスをしていましたが、高齢になりそれを引き継いで●●さんが栽培をされております。それに合わせて今回、経営規模拡大とのことで借り受けして現状は田ですが、順次、栽培したいということで申請をされました。以上です。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

続いて、番号9につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

9番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	双海町大久保	●●	さん
申請地	双海町大久保字●●	畠	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の13ページ9番のとおりです。譲渡人は譲受人の実の兄にあたる方で、該当農地も譲受人の住宅近くになります。譲受人は高齢ではありますが、妻及び長男が手伝うことにより農地として管理していく、適切な利用に努めたいとのことですので、問題ないかと思われます。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

議案第94号

農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1について地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は、15ページ、申請地説明図は、位置図が2ページ、現地写真は、3ページをご覧ください。

申請人及び土地所有者は、松山市、●●さん。土地所在地は、中山町佐礼谷●●、畠、●●m²、他1筆、計2筆、面積合計●●m²。転用目的は、植林です。

申請地は、果樹園として長年管理していたが、周囲の山林化と耕作放棄地に伴う耕作条件の悪化、鳥獣被害等から、農地として管理することが困難となり、植林し山林として管理いたしたく、転用申請に至ったものであります。申請地は、中山町佐礼谷地区の山間部に位置し、他のいずれの基準にも該当しない第2種農地と判断されます。

また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともないと判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

議案第 9 5 号

農地法第 2 条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号 1 について、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

事務局

番号 1

議案説明書は、16 ページ、番号 1、申請地説明図は、位置図が 4 ページ、現地写真は、5 ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、双海町上灘、●●さん。土地所在地は、双海町高岸字●●、畠、●●m²です。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、20 数年前に農地としての管理を諦め、耕作放棄により荒廃し山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

続いて、番号 2 につきまして、事務局の説明をお願いします。

番号2

議案説明書は、16ページ、番号2、申請地説明図は、位置図が6～7ページ、現地写真は、8ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、中山町佐礼谷、●●さん。土地所在地は、中山町佐礼谷●●、畠、●●m²、他2筆、計3筆、面積合計●●m²です。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、昭和30年頃から山林として管理してきたもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

事務局の説明の通りなのですが、説明図6、7ページの3つは、現在、あまり人が立ち入らないような場所にありますし、8ページの写真の通り農地としての管理が不可能であります。止むを得ないと思いますのでご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて番号3につきまして、地元委員欠席につき事務局の一括説明をお願いします。

番号3

議案説明書は、16ページ、番号3、申請地説明図は、位置図が9ページ、現地写真は、10ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町高岸、●●さん。土地所在地は、双海町高岸字●●、畠、●●m²です。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、昭和57年頃に農地としての管理を諦め、桧を植林し山林として管理してきたもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

番号4

議案説明書は、17ページ、番号4、申請地説明図は、位置図が11～14ページ、現地写真は、15～25ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、松山市、●●さん。土地所在地は、中山町出渕●●、畠、●●m²、他31筆、計32筆。面積合計●●m²です。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、一部は昭和54年頃に前所有者が杉苗を植林し、その他は昭和58年頃に住居を移転してから農地としての管理が出来ず、荒廃により山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

40年以上手を付けていない農地でありましたので元に戻すのは不可能だと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて番号5につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

番号5

議案説明書は、17ページ、番号5申請地説明図は、位置図が26ページ、現地写真は、27ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、松山市、●●さん。土地所在地は、双海町大久保字●●、畝、●●m²です。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、約50年前に住居を移転してから農地としての管理が出来ず、荒廃により山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

報告第96号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

議長

番号1について、事務局の説明をお願いします。

番号1

議案説明書は、18ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が28～30ページ、現地写真は、31～32ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、中山町佐礼谷、●●さん。土地所在地は、中山町佐礼谷●●、畠、●●m²、他5筆、計6筆、面積合計●●m²です。

計画変更内容は、植林し山林への転用を目的とした、農振・農用地区域からの除外です。申出地は、果樹園として長年管理されていたが、隣接地の山林化等により耕作条件が悪化し、鳥獣害被害もあり、収益が悪化するなど深刻な状況であることから、今後の農地としての管理が困難であるため、植林し、山林として管理していくために、適切な手続きを行うべく、本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 周辺農地への影響：無

第3号要件 担い手への影響：無

第4号要件 附帯施設への影響：無

第5号要件 土地基盤整備事業の実施：無

本案件の内容は妥当であると考えられ、個別除外による対応も止むを得ないものと判断されます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

申請者の●●さんは、先ほどの非農地申請でも出てきた方になります。申請理由といたしまして、先ほどありました周辺農地の山林化と鳥獣被害が著しいということ以外に●●さんが●●歳で大変ご高齢になったこと、申請地は急斜面が多く車の進入ができないので歩いての管理になるということです。他に車で入れる農地もありますが、農道関係の管理が大変ということで、山間地域故の理由が多々ございます。息子さんは、松山にお住まいで実際に引き継いで管理をされてみたようなのですが、先ほどのような条件が悪く、全く採算が取れない状況下で最終的に松山から頻繁に通いながらの管理は無理だと判断をされたようです。

また、そのような状況の農地ですので管理してもらえる方もなかなかおられませんし、申請地説明図の28ページのとおり申請地は、●●の裏手にあり●●への影響を配慮されて耕作放棄地として荒らすよりも植林をして管理をした方がよいとのお考

えもあるようです。以上のことから総合的に考えて止むを得ないということでご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、以上で、議案審議を終了いたします。

事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は7月30日（水曜日）午後1時30分から農業振興センター1階第2会議室での開催を予定しております。

次の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願ひ致します。以上をもちまして、第25回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長職務代理者におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時01分 閉会)

年 月 日

議 長

議事錄署名人
